

食料システム法の概要 (食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定（(2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等）。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動

（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

〈支援措置〉

(2)の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資

農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置)

(3)の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

卸売市場法の一部改正

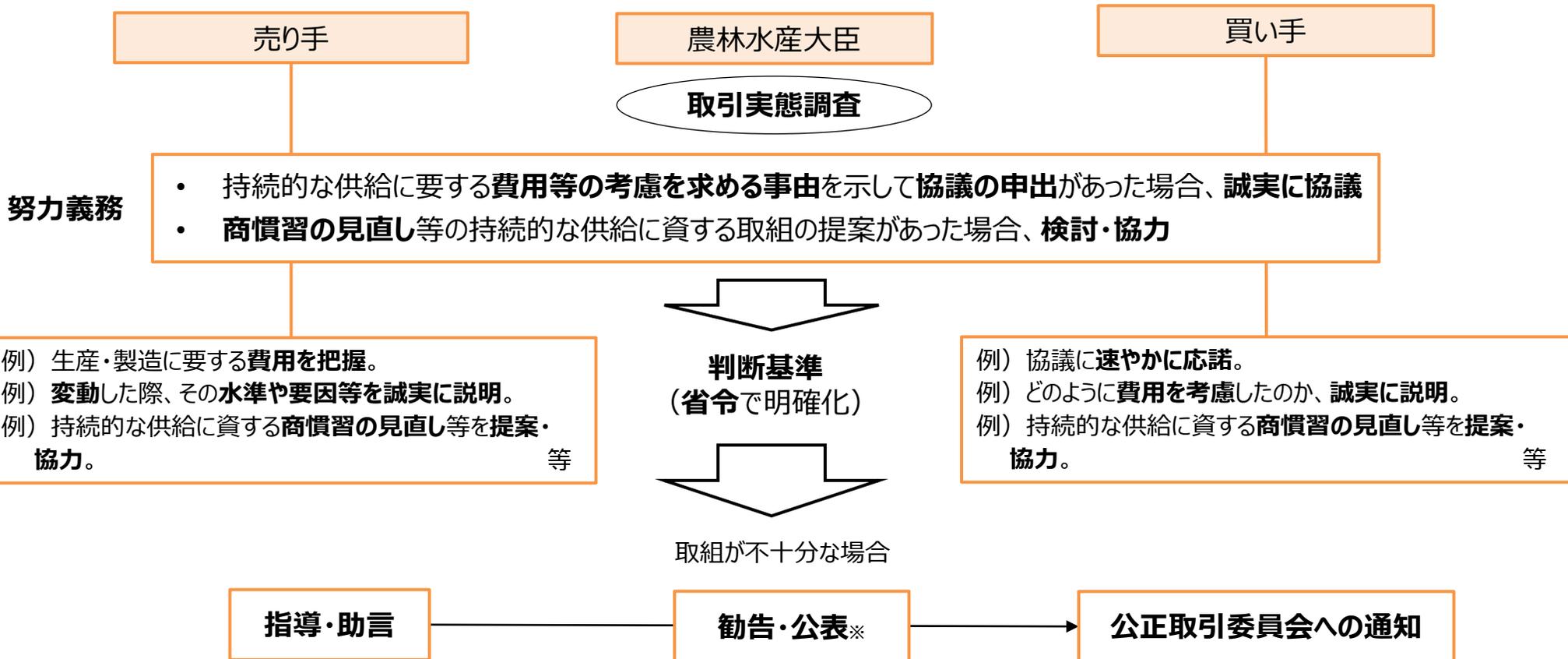
- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能
・ (1)の基本方針の策定、(3)の判断基準の策定、(5)のうちの飲食料品等の指定
・ (5)のうちの団体の認定に係る準備行為

規制的措置（全体像）

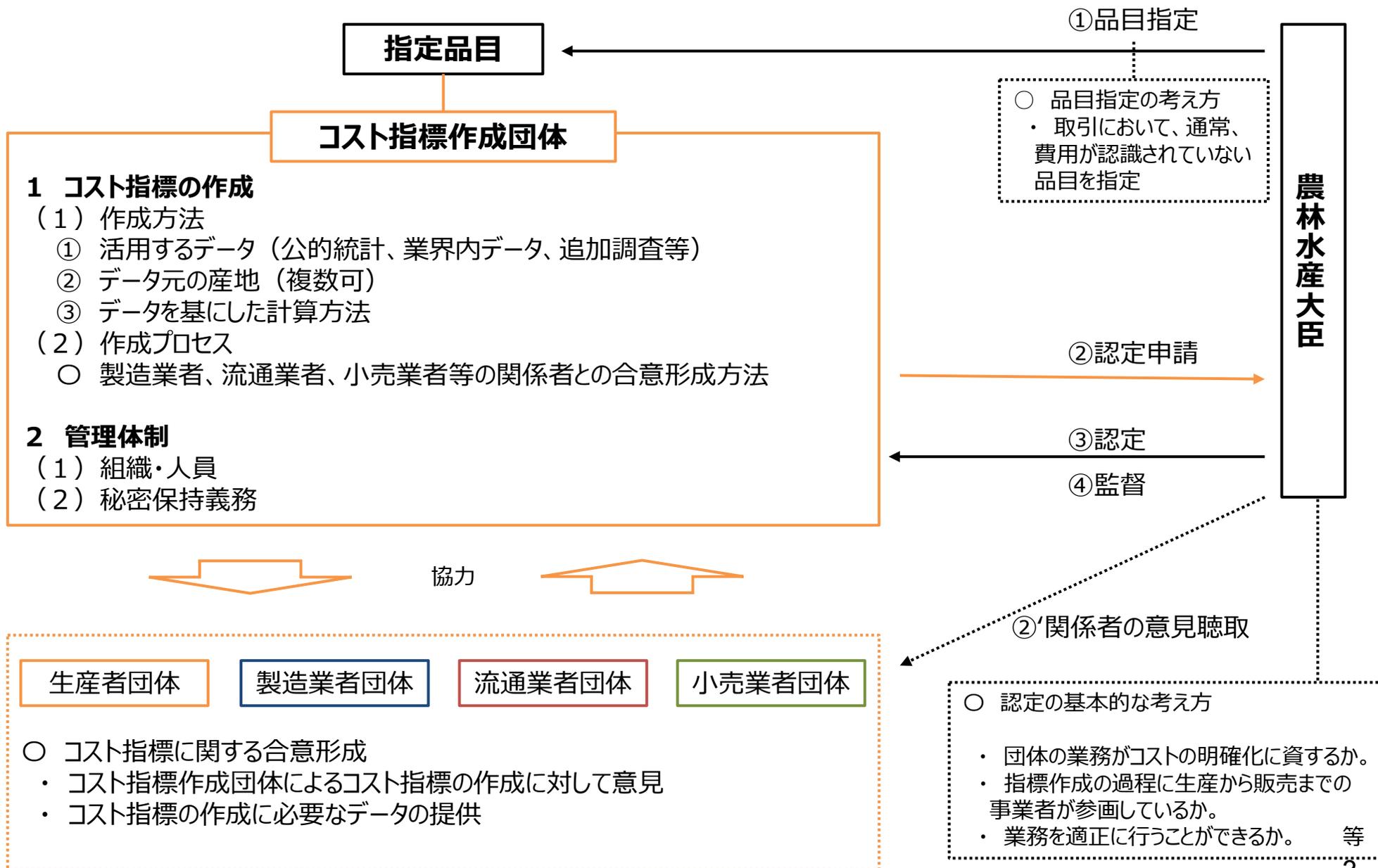
- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求め**る事由を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制的措置の導入～



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施²

品目の指定／コスト指標の作成



米に関する物価動向と流通価格

1. 物価関係指標

○消費者物価は近年上昇基調にあり、その中で特に米の上昇が顕著。

○農産物、生産資材、人件費、中間投入等の各種指標も上昇基調。

(令和2年=100)

	消費者物価指数			農業物価統計		毎月勤労統計	企業物価指数
	総合	食料	米類	農産物総合	農業生産資材 総合	現金給与総額 (指数)	総平均
令和4	102.3	104.5	92.6	102.2	116.6	102.3	114.9
5	105.6	112.9	96.1	108.6	121.3	103.5	119.9
6	108.5	117.8	122.8	117.3	120.6	109.2	122.8
7	111.4	124.4	198.2	131.1	123.6	105.1	126.3

資料：総務省「消費者物価指数」、農林水産省「農業物価統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」、日本銀行「企業物価指数」

注1：すべて令和2年基準。

注2：令和7年の数値は、消費者物価指数、農業物価統計、企業物価指数は1月から7月の単純平均、毎月勤労統計は上半期の公表値。

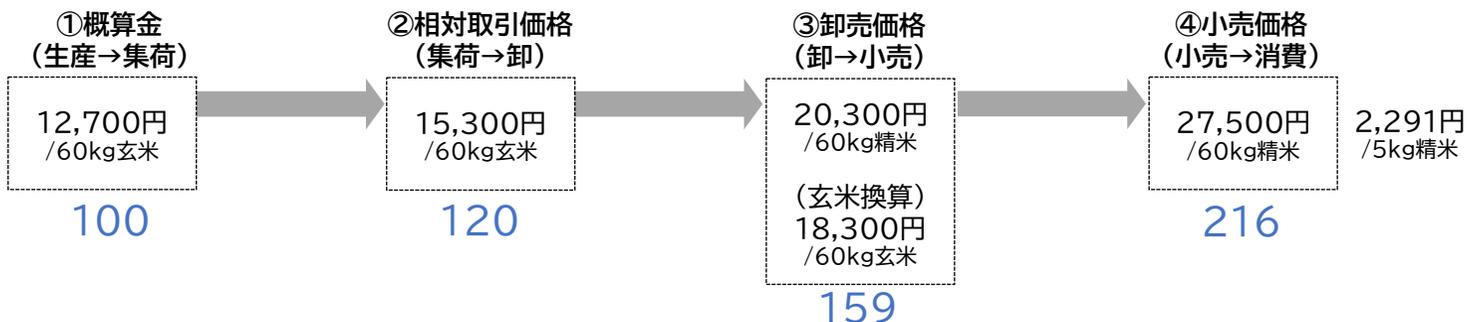
2. 米の各段階の流通価格（5年産～7年産）

○公表情報をもとに、令和5年産、6年産、7年産の各段階の流通価格等のイメージを作成。

- ①概算金：主要銘柄の平均値（米に関するマンスリーレポート）等
 - ②相対取引価格：全銘柄の平均値（米に関するマンスリーレポート）
 - ③卸売価格：小売価格から小売粗利（業界団体調査による粗利率を使用）を差し引いた値
 - ④小売価格：コシヒカリ以外の銘柄平均（小売物価統計（総務省））等
- （生産コスト：米生産費統計（令和5年産）の支払利子・地代算入生産費）

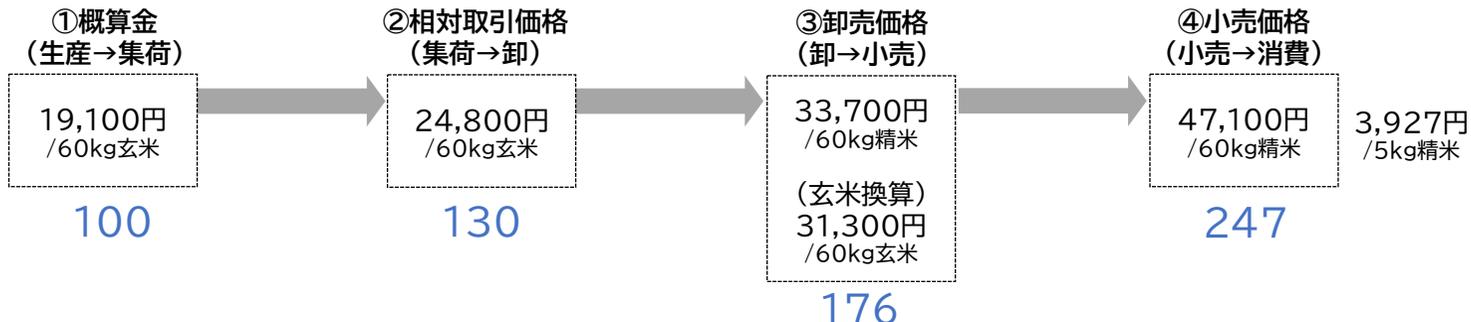
○ 5年産

生産コスト
14,300円
/60kg玄米



○ 6年産

生産コスト
データなし



○ 7年産

生産コスト
データなし

